

2024 年 10 月号トピックス

外国人事業証明書（FBC）及び、外国人事業許可証（FBL）

現在、タイで契約製造業者として運営している日本の大手資本による製造会社が、経済犯罪抑制部によって調査を受けていると評判です。しかし、DBD の関係者からの話では、これはなにも、日系企業に限ったことではなく、外国資本の企業全般に見られる現象のようです。

そもそも、この法律は、タイ国内の産業を保護するために、外国資本の企業に対し一定の制限を課し、業務を開始する前に許可を取得することを義務付けるもので、外国資本の企業を規制するために使用されるものです。この法律に違反した場合の最大罰則は、外国人事業法 B.E. 2542 の第 37 条に規定されている通り、最長 3 年の懲役刑および最大 1,000,000 バーツ（2023 年 11 月 30 日時点の為替レート、1 バーツ ≈ 4.5 円に基づく約 4,500,000 円）の罰金です。

ここで留意すべきは、上記のように刑事罰が規定されている点です。そこについては後述します。

一般的に、製造業は外国人事業法 B.E. 2542（1999 年）の適用対象外です。したがって、タイで製造業を営む日本企業は、通常、完全な外資として投資することが可能です。しかし、契約により指図による製造、金型製作、金属メッキ、金属仕上げなどのケースでは、製造業と認められないことが一般であり、特に注意が必要です。これらの活動は、外国人事業法 B.E. 2542 の第 3 類（21）において「サービス業」として分類されており、商務省事業開発局の監督下にあります。

したがって、これらのサービス活動を行う外資が半数以上を占める製造企業は、事業を開始する前に許可を取得する必要があります。そのために、タイ投資委員会（BOI）から製造活動の BOI 証明書を取得している企業であっても、商務省事業開発局に外国人事業法 B.E. 2542 の第 12 条に基づく外国人事業証明書（FBC）を申請しなければなりません。ここは見落としがちですので、注意が必要でしょう。

さらに、タイ工業団地公社（IEAT）管轄の工業団地内に所在する工場の場合、BOI 証明書を持っていなくても、DBD を通じて外国人事業証明書を申請することが可能です。

一方、BOI の投資奨励を受けていない、かつ IEAT 監督下の工業団地に所在していない外資が半数以上を占める企業が契約製造業者（請負業務を営むとされる製造業者）として事業を運営するためには、事業開発局に外国人事業法 B.E. 2542 の第 17 条に基づく外国人事業許可証（FBL）を申請しなければなりません。外国人事業許可証の取得プロセスは、外国人事業証明書の取得プロセスよりも複雑です。

この外国人事業法に抵触した場合、刑事罰対象となる旨を既述しましたが、実際、そのように刑事事案とされるケースが少なくありません。歳入局では、刑事告発を担当する部署がありますが、事業開発局はないようです。また、告発者が誰かを警察は明示する義務がありませんから、刑事事案に係る状況は、不透明であるとも言えます。

ただし、弊事務所の経験、調査によるならば、実際に起訴されるケースは、ほとんどなく、大抵の場合、警察からの送検がされない、または、送検されても検事局で起訴しないものと見られます。

警察からの出頭要請があると、日本人経営者、駐在員は、仰天すると思います。そして、事態を面倒にする一つは、一般医信頼されるような法律事務所では、その大半の事務所は、刑事事件を扱わないことから、相当に心配することと怪しみます。加えて、警察の担当官から、様々な話が伝わってくることも少なくないようですが、その場合には、上の記したように、実際に起訴されることは多くはないのですから、冷静に対処されることが強く勧められると思います。